

○独立行政法人日本芸術文化振興会役員退職手当規程

平成15年10月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 22号
改正 平成15年12月26日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 56号
改正 平成16年 9月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 73号
改正 平成18年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第114号
改正 平成19年10月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第136号
改正 平成21年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第173号
改正 平成23年12月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第224号

(総則)

第1条 独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長、理事及び監事（非常勤の役員を除く。以下「役員」という。）が退職し、又は解任された時はその者に、死亡した時はその遺族に退職手当を支給する。ただし、役員が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項の規定により解任された時（同条同項第1号の規定により解任された時を除く。）は、当該役員には退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第1条の2 この規程において、遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者

2 前項第2号及び第3号の規定中父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に文部科学省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第4条第1項及び第5条

後段の規定により引き続き在職したものとみなされる者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

（在職期間の計算）

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から1月を減ずるものとする。

（在職期間の計算の特例）

第4条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条ただし書の適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。

3 国家公務員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、第1条の規定にかかわらず退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず当該退職の日国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当

の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての本給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給)

第6条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を、業績勘案率が決定した日以降遅滞なく直接本人又はその遺族に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、業績勘案率を1.0として算出する退職手当の額以内の額(次項において「暫定退職手当額」という。)については、役員の退職の日以降に支給することができる。

3 前項の規定により暫定退職手当額を支給した場合は、当該暫定退職手当額を第1項の規定により支給する退職手当の額(以下この項において「決定支給額」という。)の内払とみなし、業績勘案率が決定した日以降遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

(退職手当の支払の差止めの取扱い)

第7条 退職手当の支払の差止めの取扱いについては、国家公務員退職手当法第13条の規定を準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限の取扱い)

第8条 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限の取扱いについては、国家公務員退職手当法第14条の規定を準用する。

(退職手当の返納の取扱い)

第8条の2 退職手当の返納の取扱いについては、国家公務員退職手当法第15条の規定を準用する。

(遺族の退職手当の返納の取扱い)

第8条の3 遺族の退職手当の返納の取扱いについては、国家公務員退職手当法第16条の規定を準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付の取扱い)

第8条の4 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付の取扱いについては、国家公務員退職手当法第17条の規定を準用する。

(退職手当の支給制限等処分に係る委員会の取扱い)

第8条の5 第8条から第8条の4までに規定する処分を行うときは、別に定める委員会の議を経なければならない。なおその取扱いについては、国家公務員退職手当法第18条の規定を準用する。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第10条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行し適用する。
- 2 適用日の前日に特殊法人日本芸術文化振興会の役員であった者であって、引き続き適用日に独立行政法人日本芸術文化振興会の役員となった者の第3条及び第4条に規定する在職期間の算定については、特殊法人日本芸術文化振興会の役員であった期間を独立行政法人日本芸術文化振興会の役員の在職期間とする。
- 3 平成15年10月1日の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として引き続き在職し、独立行政法人日本芸術文化振興会役員として退職した場合にあつては、第2条の規定にかかわらず、平成14年4月1日（以下「基準日」という。）の前日における本給月額に特殊法人日本芸術文化振興会役員の任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と施行日の前日における本給月額に基準日から平成15年9月30日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額と平成15年10月1日以降に在職した期間についてこの規程で算出した退職手当額との合計額とする。
- 4 前2項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦にしたがって計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第3条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。
- 5 役員給与規程附則第3項の規定による本給を支給される役員に関する役員退職手当規程第2条、第4条第2項及び第5項の規定については、当分の間、役員退職手当規程第2条、第4条第2項及び第5項中「本給月額」とあるのは「本給月額と独立行政法人日本芸術文化振興会役員給与規程附則第3項の規定による本給の額との合計額」とする。

附 則（平成15年12月26日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第56号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行し適用する。
- 2 平成16年1月1日(以下「施行日」という。)の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として施行日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 平成15年10月1日以降に任命された役員 退職の日における本給月額に任命の日から施行日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額(文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にし、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額した場合は、当該増額又は減額後の額)と、施行日から退職の日までの在職期間について第2条の規定を適用し算出して得た額の合計額
 - (2) 平成14年4月1日から平成15年10月1日の前日までに任命された役員退職の日における本給月額に任命の日から平成15年9月30日のまでの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額と、平成15年10月1日から退職の日までの在職期間について前号の規定により得た額の合計額
 - (3) 平成14年4月1日の前日に在職する役員 施行日の前日までの在職期間について、独立行政法人日本芸術文化振興会役員退職手当規程(平成15年10月1日施行独立行政法人日本芸術文化振興会規程第22号)第2条及び附則第3項の規定を適用し算出して得た額と、施行日から退職の日までの期間について第2条の規定を適用し算出して得た額の合計額
- 3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦にしたがって計算するものとし、月端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第3条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、月端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において月端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

附 則(平成16年9月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第73号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会役員退職手当規程の規定は、平成16年1月1日から適用する。

附 則(平成18年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第114号)

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第136号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行し適用する。

2 平成18年4月1日の前日までに任命された役員が平成19年10月1日（以下「施行日」という。）以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、任命の日から施行日前日までの在職期間1月につき、附則第5項に定める本給月額に100分の12.5を乗じて得た額に文部科学省独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率を乗じて得た額と、施行日から退職の日までの在職期間について第2条の規定を適用し算出して得た額の合計額とする。

附 則（平成21年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第173号）
（施行期日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第224号）
（施行期日）

この規程は、平成23年12月1日から施行し、平成23年4月1日以降の退職に係る退職手当から適用する。